

幼保連携型認定こども園の設置の認可 に係る意見聴取について

- (1)幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る意見聴取の位置づけ、根拠
- (2)幼保連携型認定こども園の設置の認可について(2件)

(1) 幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る意見聴取の位置づけ、根拠

認可申請があった幼保連携型認定こども園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項に基づき、意見聴取を行うもの。

(認可主体は市であり、法令上の基準への適合性に係る審査を経た上で、意見聴取を行う。)

【参考】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(抜粋)

○(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。)の認可を受けなければならない。

2 略

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4～7 略

○(都道府県における合議制の機関)

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

佐世保市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第22号)(抜粋)

○(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 児童福祉法その他の法令の規定により、児童福祉審議会(中核市に置かれる児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関をいう。)が所掌する事項
- (2) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事項
- (3) **認定こども園法第25条に規定する事項**
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

(2) 幼保連携型認定こども園の設置の認可について

施設①

【概要】

① 施設区分

幼保連携型認定こども園

② 施設等概要

- ・設置主体:社会福祉法人
- ・所在地:佐世保市広田3丁目
- ・定員:160名(1号認定:9名、2号認定:76名、3号認定:75名)
- ・施設面積:757.22㎡
(乳児室・ほふく室:163.77㎡ 保育室:273.30㎡ その他:320.15㎡)
- ・開所時間:(平日・土曜)6時50分～19時30分
- ・休園日:日曜日、祝日、12月29日から1月3日
- ・給食:有(自園調理)

③ 認可申請の内容

別紙資料2のとおり

④ 開設予定年月日

令和3年4月1日

施設②

【概要】

① 施設区分

幼保連携型認定こども園

② 施設等概要

- ・設置主体: 社会福祉法人
- ・所在地: 佐世保市上町
- ・定員: 120名 (1号認定: 15名、2号認定: 45名、3号認定: 60名)
- ・施設面積: 1,020.87㎡
(乳児室・ほふく室: 127.11㎡ 保育室: 232.74㎡ 遊戯室: 85.30㎡ その他: 575.72㎡)
- ・開所時間: (平日) 7時00分～19時00分
(土曜) 7時00分～18時00分
- ・休園日: 日曜日、祝日、12月29日から1月3日
- ・給食: 有(自園調理)

③ 認可申請の内容

別紙資料3のとおり

④ 開設予定年月日

令和3年4月1日